

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部  
を改正する規程のあらまし

- 1 地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行します。